

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年8月12日

【四半期会計期間】 第29期第1四半期
(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

【会社名】 明豊ファシリティワークス株式会社

【英訳名】 Meiho Facility Works Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大見和敏

【本店の所在の場所】 東京都千代田区麴町五丁目4番地

【電話番号】 03(5211)0066

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 大島和男

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区麴町五丁目4番地

【電話番号】 03(5211)0066

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 大島和男

【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第29期 第1四半期 累計(会計)期間	第28期
会計期間	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 6月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日
売上高 (千円)	1,958,144	5,381,242
経常利益 (千円)	178,594	221,862
四半期(当期)純利益 (千円)	103,084	130,831
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)	—	—
資本金 (千円)	533,737	533,357
発行済株式総数 (千株)	12,712	12,702
純資産額 (千円)	1,777,920	1,767,457
総資産額 (千円)	3,186,738	3,184,253
1株当たり純資産額 (円)	147.75	144.11
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	8.49	10.56
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	8.46	10.14
1株当たり配当額 (円)	—	5.00
自己資本比率 (%)	55.5	55.3
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	286,722	△ 483,168
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△ 3,525	△ 7,933
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△ 81,801	△ 106,161
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	974,647	773,251
従業員数 (名)	127	128

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 持分法を適用した場合の投資利益につきましては、関連会社がないため該当事項はありません。

2 【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社が営む事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(名)	127 (31)
---------	----------

(注) 従業員数は、就業人員数であり、契約社員・派遣社員・顧問等の臨時雇用者は、() 外数で平均人数を記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社における生産状況は、施工管理、施工技術、機械力、資金力及び資材調達力等の総合によるものであり、工事内容が多様化しており、また外注に依存している割合が高いことから具体的に表示することが困難であるため、記載を省略しております。

(2) 受注実績

当第1四半期会計期間における受注状況を示すと、次のとおりであります。

	金額(千円)
完成工事高	1,858,758
マネジメントサービス料収入	595,636
その他売上高	13,542
合計	2,467,937

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期会計期間における販売状況を示すと、次のとおりであります。

	金額(千円)
完成工事高	1,602,772
マネジメントサービス料収入	341,830
その他売上高	13,542
合計	1,958,144

(注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	当第1四半期会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
	金額(千円)	割合(%)
Pfizer Japan Inc.	822,125	41.9

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結はありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

1. 業績の状況

当第1四半期（平成20年4月1日～平成20年6月30日）におけるわが国の経済は、サブプライムローン問題に端を発したアメリカの景気後退や原油価格の高騰などにより、景気の先行き不透明感が増す状況で推移いたしました。

オフィス市場におきましては、企業収益力の低下に伴い、活発であったオフィスの拡張や移転需要にも変化が見られ、東京23区の空室率も平成19年9月の1.7%を底に、平成20年6月には2.4%まで上昇いたしました（生駒データサービス調べ）。また、設備投資や不動産投資に積極的であった企業やファンド、金融機関も急速に慎重な姿勢へと変わっております。

このような厳しい状況の中、当社は、『設計&CM（コンストラクション・マネジメント）』という独自の透明性の高いサービスを顧客側のプロとして提供することで、受注を拡大させ、売上高、売上粗利益ベース（*1）の受注高ともに期首の計画を着実に達成することができました。

以上の結果、当第1四半期の売上高は1,958百万円、営業利益は178百万円、経常利益は178百万円、四半期純利益は103百万円と大幅な増収増益となりました。

（*1）粗利益とは、当社の利益の源泉であるフィーの金額が同じ場合でも、売上高はピュアCM方式（売上高＝フィー）とアットリスクCM方式（売上高＝フィー＋工事コスト）で大きく異なることから、当社の収益規模を管理する指標として社内で用いているものであり、売上高から社内コスト以外の工事コストを控除したものです。但し、顧客との守秘義務契約に鑑み、当社は粗利益額を公表しておりません。

事業部門別の状況は以下のとおりです。

①オフィス事業

コンサルテーションから設計・デザイン、調達支援、施工監理、引越し、運用まで、オフィスづくりに関わる様々な業務を一括してマネジメントする、当社ならではの総合力を更に強化することで、着実に受注を拡大することができました。

ワークスタイルとICT（情報通信技術）の提案力を拡充させ、生産性やスペース効率の向上を求める顧客ニーズに的確に応えることで、移転を伴わないオフィス改革のコンサルテーション業務や高度な技術力が求められる先進的オフィスの設計業務の受注を拡大しました。また、自社保有の不動産や資産の管理に対する企業の社会的責任が高まる中で、CRE・FMサポート室をあらたに創設し、管財業務アウトソースを専門的に請け負う体制を整備しました。

以上の結果、オフィス事業の売上高は1,877百万円となりました。

②CM事業部

当社独自のマンアワー（社員一人ひとりが費やす時間）管理システムに基づくフィー方式は、工事や機器の調達原価に捉われず、品質、コスト、スケジュールの最適化実現に優れており、経済環境が厳しさを

増す中で、当社の価値は高まっていると申せます。

さまざまな建物に対応可能な『設計&CM』の人材を継続的に強化し、最高レベルのデータセンター、浄水場などの公共施設、病院やリゾート施設など、特殊性の高い建物の設計や施工監理の受注を着実に拡大しました。

以上の結果、CM事業の売上高は81百万円となりました。

2. キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前事業年度末に比べ、201百万円増加し、974百万円となりました。

また、当第1四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は286百万円となりました。

これは主に、税引前四半期純利益が178百万円となったものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は3百万円となりました。

これは主に、ソフトウェアの取得によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は81百万円となりました。

これは主に、配当金の支払額47百万円と自己株式の取得による支出35百万円によるものであります。

3. 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

4. 研究開発活動

該当事項はありません。

5. 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

我が国の経済は、サブプライムの影響、原材料価格の高騰など、景気の先行き不透明感が増したことによる企業業績の鈍化が予想されます。

オフィス業界においては、2008年の東京23区のオフィス面積供給量は約67万㎡と、2007年（119万㎡）の56%にまで落ち込む見通しであり、景気減速懸念と相俟って、ここ数年続いた大型新築ビルの竣工に合わせたオフィス移転需要が大幅に減退することが予想されます。また、活況を呈してきた不動産ファンドの投資姿勢にも、サブプライム以降、変化が見られ、オフィス事業、ビル事業を取り巻く一般的経済情勢は当分の間厳しいものと予想されます。

その中で、当社は、データセンターやラボ、工場やリゾート、大学など難度の高いプロジェクトにおける設計&CM力を強化し、受注の拡大を図ってまいります。

一方、人員増による人件費のアップとそれに対応したワークプレイス整備のためのオフィス構築費用等として、合計151百万円の販売費及び一般管理費の前期比増加を見込んでいます。

6. 経営者の問題認識と今後の方針について

サブプライム問題や原油をはじめとする資源高に起因する景気の減速は長期化する可能性が高く、企業の設備投資意欲も含め、今後2年間は厳しい経済環境が続くものと予想されます。かかる経営環境の悪化を踏まえ当社は、2008年4月に中期経営計画『中経2010』を見直し、2010年度における人員数を200人に、経常利益を5億円と決めました。

計画期間中は、以下の点に重点的に取り組み、日本一の『設計&CM会社』としての地力を強固にし、更なる企業価値の向上を目指してまいります。

(1) 理念の共有

『フェアネスと透明性』を貫き、『顧客側に立つプロフェッショナル』として常に顧客とのラストワンマイルの立場にすることで、他社との競合に勝さり、当社の事業拡大を実現することができます。当社の企業理念こそが、当社最大の比較優位性であり、今後も理念の共有を徹底してまいります。

(2) 腕を磨く

明豊メソッドともいべき当社独自の『設計&CM』サービスを提供する人材こそが、当社最大の財産です。2006年12月に創設したPMカレッジを核として、今後も人材の確保と育成に努めてまいります。

(3) 市場を創る

単なるオフィス構築から、オフィスビル・旅館・ホテルなど様々な建物の建設・改修、キャンパスやリゾートなどの再開発、病院や工場、データセンターなど特殊性の高い施設の建設まで、顧客ニーズに合わせて『設計&CM』の対象を広げてまいります。オフィスと建物両方を熟知する当社ならではの新たな市場を創ることで、非価格競争力を強化いたします。

(4) 社内体制とワークプレイスの整備

優秀な人材が高いモチベーションを持ち、十分に活躍できる人事制度の構築や情報インフラ、ワークプレイスの整備に努めてまいります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	48,000,000
計	48,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年8月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	12,712,000	12,712,000	ジャスダック 証券取引所	—
計	12,712,000	12,712,000	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成20年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使（旧商法に基づく新株引受権の行使を含む。）により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株引受権付社債は、次のとおりであります。

銘柄 (発行年月日)	平成20年6月30日現在		
	新株引受権残高	行使価格	資本組入額
第2回無担保社債(新株引受権付) (平成13年5月16日発行)	400千円	50円	25円

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権の状況

(平成14年8月9日臨時株主総会特別決議)

第1回新株予約権(平成15年2月14日付与)	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	16個
新株予約数のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	32,000株
新株予約権の行使時の払込金額	75円
新株予約権の行使期間	平成17年4月1日から 平成24年6月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 75円 資本組入額 38円
新株予約権の行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時において、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要する。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
- (4) 平成18年3月25日迄に行使できる新株予約権の数は、付与を受けた数の50%を上限とする。
- (5) その他の条件については、臨時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

(平成14年8月9日臨時株主総会特別決議)

第2回新株予約権(平成15年4月10日付与)	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	6個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	12,000株
新株予約権の行使時の払込金額	75円
新株予約権の行使期間	平成17年4月1日から 平成24年6月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 75円 資本組入額 38円
新株予約権の行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の取締役または執行役員で新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中いずれの地位にも該当しない期間がある場合には行使出来ない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
 - (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
 - (4) 平成18年3月25日迄に行使できる新株予約権の数は、付与を受けた数の50%を上限とする。
 - (5) その他の条件については、臨時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
2. 新株予約権の譲渡に関する事項
新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

(平成17年2月4日臨時株主総会特別決議)

第3回新株予約権(平成17年2月4日付与)	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	2,397個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	479,400株
新株予約権の行使時の払込金額	405円
新株予約権の行使期間	平成19年3月1日から 平成27年1月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 405円 資本組入額 203円
新株予約権の行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の取締役または執行役員で新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中いずれの地位にも該当しない期間がある場合には行使出来ない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
 - (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
 - (4) その他の条件については、臨時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
2. 新株予約権の譲渡に関する事項
新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

③会社法第236条、238条並びに239条の規定に基づく平成19年6月27日第27期定時株主総会決議による新株予約権の状況

第4回①-①新株予約権(平成19年6月27日付与)	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	600個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	60,000株
新株予約権の行使時の払込金額	239円
新株予約権の行使期間	平成22年7月1日から 平成29年6月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 239円 資本組入額 120円
新株予約権の行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の取締役または執行役員で新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中いずれの地位にも該当しない期間がある場合には行使出来ない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
- (4) その他の条件については、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。ただし、租税特別措置法の優遇措置を受ける場合には、新株予約権を譲渡することができない。

第4回①-②新株予約権(平成19年6月27日付与)	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	600個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	60,000株
新株予約権の行使時の払込金額	239円
新株予約権の行使期間	平成23年7月1日から 平成29年6月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 239円 資本組入額 120円
新株予約権の行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の取締役または執行役員で新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」）は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中いずれの地位にも該当しない期間がある場合には行使出来ない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
- (4) その他の条件については、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。ただし、租税特別措置法の優遇措置を受ける場合には、新株予約権を譲渡することができない。

第4回②-①新株予約権(平成19年10月17日付与)	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	2,067個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	206,700株
新株予約権の行使時の払込金額	185円
新株予約権の行使期間	平成22年7月1日から 平成29年6月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 185円 資本組入額 93円
新株予約権の行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の取締役または執行役員で新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」）は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中いずれの地位にも該当しない期間がある場合には行使出来ない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
- (4) その他の条件については、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。ただし、租税特別措置法の優遇措置を受ける場合には、新株予約権を譲渡することができない。

第4回②-②新株予約権(平成19年10月17日付与)	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	2,067個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	206,700株
新株予約権の行使時の払込金額	185円
新株予約権の行使期間	平成23年7月1日から 平成29年6月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 185円 資本組入額 93円
新株予約権の行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の取締役または執行役員で新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」）は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中いずれの地位にも該当しない期間がある場合には行使出来ない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
- (4) その他の条件については、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。ただし、租税特別措置法の優遇措置を受ける場合には、新株予約権を譲渡することができない。

第4回③-①新株予約権(平成20年3月19日付与)	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	221個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	22,100株
新株予約権の行使時の払込金額	138円
新株予約権の行使期間	平成22年7月1日から 平成29年6月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 138円 資本組入額 69円
新株予約権の行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の取締役または執行役員で新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」）は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中いずれの地位にも該当しない期間がある場合には行使出来ない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
- (4) その他の条件については、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。ただし、租税特別措置法の優遇措置を受ける場合には、新株予約権を譲渡することができない。

第4回③-②新株予約権(平成20年3月19日付与)	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	221個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	22,100株
新株予約権の行使時の払込金額	138円
新株予約権の行使期間	平成23年7月1日から 平成29年6月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 138円 資本組入額 69円
新株予約権の行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の取締役または執行役員で新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」）は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中いずれの地位にも該当しない期間がある場合には行使出来ない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
- (4) その他の条件については、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。ただし、租税特別措置法の優遇措置を受ける場合には、新株予約権を譲渡することができない。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日	10,000	12,712,000	380	533,737	370	340,068

(注) 新株引受権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年3月31日の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 477,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,224,400	122,240	一单元(100株)未満の株式
单元未満株式	普通株式 600	—	—
発行済株式総数	12,702,000	—	—
総株主の議決権	—	122,240	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の「株式数」欄には証券保管振替機構名義の株式が400株含まれておりますが、「議決権の数」欄では当該議決権の数4個は除いております。

② 【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 明豊ファシリティワークス 株式会社	東京都千代田区麹町 5-4	477,000	—	477,000	3.76
計	—	477,000	—	477,000	3.76

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月
最高(円)	135	164	145
最低(円)	120	126	128

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所における株価を記載しております。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の様動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に準拠して作成し、「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）に準じて記載しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、監査法人日本橋事務所により四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社を有していないため、連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】
 (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日)	前事業計年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	638,858	671,407
受取手形・完成工事未収入金	1,488,514	1,644,325
有価証券	335,788	—
未成工事支出金	239,254	277,717
その他	102,568	208,821
貸倒引当金	△30	△40
流動資産合計	2,804,953	2,802,231
固定資産		
有形固定資産	※1 39,413	※1 40,592
無形固定資産	13,828	12,816
投資その他の資産	328,542	328,612
固定資産合計	381,784	382,021
資産合計	3,186,738	3,184,253
負債の部		
流動負債		
工事未払金	735,529	856,206
未払法人税等	75,996	89,920
賞与引当金	162,049	110,687
その他	191,267	118,693
流動負債合計	1,164,843	1,175,507
固定負債		
退職給付引当金	81,146	80,815
役員退職慰労引当金	162,827	159,983
その他	—	489
固定負債合計	243,973	241,288
負債合計	1,408,817	1,416,796
純資産の部		
株主資本		
資本金	533,737	533,357
資本剰余金	340,068	339,698
利益剰余金	1,025,761	983,802
自己株式	△129,388	△94,624
株主資本合計	1,770,177	1,762,232
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△345	△465
評価・換算差額等合計	△345	△465
新株予約権	8,088	5,690
純資産合計	1,777,920	1,767,457
負債純資産合計	3,186,738	3,184,253

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 6月 30日)
売上高	1,958,144
売上原価	1,577,194
売上総利益	380,950
販売費及び一般管理費	※1 202,379
営業利益	178,571
営業外収益	
受取利息	270
新株予約権戻入益	100
その他	80
営業外収益合計	451
営業外費用	
自己株式取得費用	291
固定資産除却損	137
営業外費用合計	428
経常利益	178,594
税引前四半期純利益	178,594
法人税、住民税及び事業税	75,509
法人税等調整額	—
法人税等合計	75,509
四半期純利益	103,084

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	178,594
減価償却費	3,881
賞与引当金の増減額 (△は減少)	51,362
受取利息及び受取配当金	△270
売上債権の増減額 (△は増加)	155,811
未成工事支出金の増減額 (△は増加)	38,462
仕入債務の増減額 (△は減少)	△120,677
未成工事受入金の増減額 (△は減少)	41,994
その他	26,725
小計	375,885
利息及び配当金の受取額	270
法人税等の支払額	△89,433
営業活動によるキャッシュ・フロー	286,722
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△1,473
無形固定資産の取得による支出	△2,377
その他	326
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,525
財務活動によるキャッシュ・フロー	
配当金の支払額	△47,496
自己株式の取得による支出	△35,055
株式の発行による収入	750
財務活動によるキャッシュ・フロー	△81,801
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	201,395
現金及び現金同等物の期首残高	773,251
現金及び現金同等物の四半期末残高	974,647

簡便な会計処理

当第1四半期会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
固定資産の減価償却費の算定方法 定率法を採用している固定資産の減価償却費については、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

四半期財務諸表の作成に特有の会計処理

当第1四半期会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
税金費用の計算 税金費用については、当四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法によっております。 そのため、「法人税等調整額」は原則として「法人税、住民税及び事業税」に一括して記載しております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 77,648千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 77,786千円

(四半期損益計算書関係)

当第1四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
※1 販売費及び一般管理費の主なもの
役員報酬 24,440千円
従業員給与手当 82,191千円
賞与引当金繰入額 17,460千円
役員退職慰労引当金繰入額 3,617千円
法定福利費 13,265千円
事務用品費 11,323千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 638,858千円
有価証券 335,788千円
現金及び現金同等物 <u>974,647千円</u>

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成20年6月30日)及び当第1四半期累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期会計期間末
普通株式(株)	12,712,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期会計期間末
普通株式(株)	733,500

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	当第1四半期 会計期間末残高 (千円)
ストック・オプションとしての 新株予約権	8,088

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	61,125	5.0	平成20年3月31日	平成20年6月27日

(2) 基準日が当事業年度の開始の日から当四半期会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

1. スtock・オプションに係る当第1四半期会計期間における費用計上額及び科目名
株式報酬費用 2,498千円
 (内訳) 販売費及び一般管理費 1,340千円
 売上原価 1,158千円
2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額
新株予約権戻入額 100千円

(持分法損益等)

関連会社がないため、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 147.75円	1株当たり純資産額 144.11円

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1株当たり四半期純利益	8.49円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	8.46円

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
四半期損益計算書上の四半期純利益(千円)	103,084
普通株式に係る四半期純利益(千円)	103,084
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳(千円)	—
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	12,143
四半期純利益調整額(千円)	—
普通株式増加数(千株)	42

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月11日

明豊ファシリティワークス株式会社

取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 梅 林 邦 彦 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森 岡 健 二 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 遠 藤 洋 一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている明豊ファシリティワークス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第29期事業年度の第1四半期累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、明豊ファシリティワークス株式会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。